

出版不正行為の定義

捏造

捏造とは、意図的に人を欺く目的でデータや研究結果を捏造し、記録、報告することである。

改ざん

改ざんとは、誤った印象を与えることを意図して、研究結果を不正確に提示することである。これには、研究機器、材料、手順の操作、データの変更、追加、省略、画像の操作、研究結果の省略が含まれる。

出版用の科学的画像は、最小限でなければならない。明るさ、コントラスト、色彩などの調整は、これらの調整が画像全体に一様に適用され、背景を含む元の画像の要素を選択的に強調、除去、または誤って表示しない限り許容される。

剽窃

剽窃とは、他人のアイデア、プロセス、結果、言葉、理論を、適切な出典を記載することなく、あたかも自分のものであるかのように使用することである。これには、図表を含む原稿のあらゆる部分が該当する。他のリソースに由来するすべての情報および内容は、出典を明記、引用し、文献欄に含めなければならない。投稿された原稿は、剽窃チェックサービスやソフトウェアを用いて自動的に剽窃チェックが行われ、文章の重複と原稿のオリジナリティの両方が判断される。

冗長または重複出版

他の雑誌への掲載が検討されている論文（先行出版を含む）は、いかなる言語であっても冗長または重複出版とみなされる。

ACE は、ACE に投稿する前にプレプリントサーバーに原稿を寄託することを、冗長出版または重複出版とはみなさない。

著者は、同一または類似の研究が含まれる、あるいは冗長または重複出版とみなされる可能性のあるすべての投稿、掲示、および過去の報告について、編集委員に正式に通知しなければならない。そのような文献はすべて、投稿された論文で言及、参照されなければならない。論文のコピーを投稿論文に添付する必要がある。学術集会で発表された抄録やポスターは、既発表とはみなされない。

冗長または重複した出版が試みられた場合、またはそのような通知なしに出版が行われた場合、編集上の措置が取られる可能性がある。編集上の措置には、投稿原稿の即時不採用、掲載論文の撤回、違反の公表、ジャーナルにおける著作権の剥奪などが含まれる。

引用の操作

参照していない文献を文献欄に含める、または無関係な著作物を自己引用するなどの引用操作は避けなければならない。

不適切な著者資格

原稿に記載されたすべての著者は、[医学雑誌編集者国際委員会 \(ICMJE\) が定める医学雑誌における学術研究の実施, 報告, 編集, および出版への勧告](#)に記載された以下の貢献基準を満たさなければならない。

明確な貢献をした著者の除外や、明確な貢献をしていない個人を著者として含めることは認められない。ACE への投稿については、投稿前に著者全員から明確な同意を得ること。

分割出版 (サラミ出版)

他の雑誌や同じ雑誌への投稿量を増やすために、一つの研究をいくつかに分割するサラミ出版は認められない。

現地法令の不遵守

動物やヒトを対象とする場合、治験薬、遺伝子組換え製品、新しい装置、あるいは使用上危険な可能性のある化学物質が含まれる場合、著者は現地の規制や法律を遵守しなければならない。

著作権侵害

他の文献に由来する情報および内容はすべて、出典を明記し引用しなければならない。著作権で保護されたもの、または過去に出版されたものを、翻案、編集、その他の方法で原稿に使用する場合、著者は論文が査読される前に著作権所有者の許可を得なければならない。また、著作権者の要求に従い、出典を引用し、許諾を得た旨を明記しなければならない。

IRB の不承認

論文に含まれる臨床研究のうち、ヒトを対象とするもの、またはヒト由来の試料を対象とするものについては、[ヘルシンキ宣言](#)の規定を遵守し、当該研究が関連する施設または国の審査委員会 (IRB) の承認を得ていることを明記しなければならない。IRB の承認が不要な場合は、その旨を原稿に明記しなければならない。

利益相反の未開示

すべての著者は、原稿の主題に関連する、特定の金銭的利害を含む過去 3 年以内のすべて

の潜在的利益相反を報告する必要がある。原稿で発表された研究に関連する COI の可能性
がある場合は、原稿の中で開示しなければならない。